

要望等に対する回答について

要望年月日: 令和5年7月12日

要望団体名: 全日本建設交運一般労働組合全国ダンプ部会東北ダンプ支部

要望項目	取組状況等	県政への 反映区分 ※
1. ダンプカーの運賃改善について	<p>御要望のありました工事費の支払額については、当事者同士による契約行為の中で合意形成が図られるものと考えています。</p> <p>公共土木工事の設計積算については、県の積算基準（国の基準と同様）により適切に行っています。</p> <p>技能労働者の適切な賃金水準の確保については、建設業の担い手確保の観点からも重要であり、建設業団体に対して国から文書で要請がなされているほか、県から各市町村への周知を図っています。（B）</p> <p>また、県営建設工事では業界団体とともに「週休2日制普及促進キャンペーン」を展開しているほか、原則全ての工事を週休2日工事の対象としています。（A）</p>	A : 1 B : 1
2. 過積載防止のための資材購入業者に対する指導について	<p>御要望のありました工事費の支払額については、当事者同士による契約行為の中で合意形成が図られるものと考えています。</p> <p>なお、本県では、特記仕様書で積載超過防止対策を規定し、過積載を行っていると思われる資材納入業者から資材を購入しないこととしています。</p>	B

要望項目	取組状況等	県政への 反映区分 ※
3. 建設残土の適切な処分について	<p>盛土規制法と併せて施行された改正資源有効利用促進法省令に基づき、令和6年6月から、元請業者の最終搬出先までの確認が義務付けられますが、登録ストックヤードへ搬入した場合であっても、登録ストックヤード運営事業者により、その後の適正な搬出がなされるものと考えています。(C)</p> <p>建設残土の処分に必要な経費については、県の積算基準(国の基準と同様)により適切に計上しています。(B)</p>	<p>B : 1 C : 1</p>
4. ダンプ規制法(土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法)第12条に規定する団体加入者の使用の徹底等について	<p>契約図書である特記仕様書の積載超過防止対策の条項において、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること」と明記しており、受注者に趣旨の周知を図っています。</p>	<p>B</p>

要望項目	取組状況等	県政への 反映区分 ※
<p>5. 過積載防止装置の開発推進と装着の義務付け及び背番号を表示しないダンプやさし枠装着ダンプの排除について</p>	<p>重量リミッターの開発と装着義務付けについては、交通安全や環境対策の観点からも重要と認識しており、機会を捉えて国の関係機関に要望の趣旨を伝えていきます。(B)</p> <p>また、年4回実施している過積載防止現場総点検において、背番号表示の有無や、さし枠装着ダンプの有無について点検を行っています。(B)</p>	<p>B : 2</p>
<p>6. 「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」の趣旨の徹底について</p>	<p>令和4年4月に改訂されたガイドラインでは、建設工事に従事する一人親方の実態の適切性の確認を求めているものであり、運搬業務に従事するダンプ労働者を対象とするものではないことから、機会を捉えて、業界団体に趣旨の周知を図っていきます。</p>	<p>B</p>

※ 「県政への反映区分」は別紙のとおり

「県政への反映区分」について

反映区分	記号	内 容
提言等の趣旨に沿って措置したもの	A	<p>(1) 質問・照会等の内容であり、その趣旨を満したしたもの</p> <p>(2) 意見提言の趣旨に沿い、現行制度等で措置し、提言等の趣旨を満したしたもの</p> <p>(3) 市町村、団体等との連絡・調整等を要し、調整等により提言の趣旨を満したしたもの</p> <p>(4) 当該年度中に事業が完了し、提言等の趣旨を満したしたもの</p> <p>(5) 当該年度中に完了しないが、事業に着手（当該年度中に着手予定を含む）し、事業完了時に提言の趣旨を満したしたもの</p> <p>(6) その他、上記に類するもの</p> <p>※この区分は、「措置済」、「完了」の区分とする。</p>
実現に向けて努力しているもの	B	<p>(1) 実現に向けて努力しているが、現段階で提言の趣旨を満していないもの （例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度・条例等の新設・改正等を要するもの ・予算措置（県単・国庫補助等）を要するもの ・市町村、団体等との連絡・調整等を要するもの <p>(2) 国等の事務事業に係るもので、実現に向けて、県として要望・提案を行うなどしているもの</p> <p>(3) その他、上記に類するもの</p>
当面は実現できないもの	C	<p>(1) 現時点では、実現することが難しいもの</p> <p>(2) 優先順位等を見極めながら、状況に応じて判断するため、現時点では見通しが立たないもの</p> <p>(3) その他、上記に類するもの</p>
実現が極めて困難なもの	D	<p>(1) 県の行政には馴染まないもの</p> <p>(2) 実現が極めて困難なもの</p> <p>(3) その他、上記に類するもの</p>
その他	S	反映区分の選択になじまないもの
	T	県民等からのお礼、感謝の類